

公募型プロポーザルに係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

平成24年5月16日

世田谷区

1 業務概要

(1) 件名

二次避難所協定施設（高齢者関係施設）との連携強化に向けた図上演習等支援業務委託

(2) 業務内容

本件は、災害時要援護者の避難支援及び避難生活支援に関して、区と介護事業者等における互いの情報連絡手順や役割分担を整理するため、高齢者関係施設が参加した図上演習等の支援業務を委託するものである。

主な業務内容

図上演習の支援

被害想定資料等図上演習運営用資料の作成

事前・事後における二次避難所連絡会の開催

二次避難所運営マニュアル作成

(3) 履行期間（予定）

平成24年7月5日～平成25年2月12日

2 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の1第1項において準用する場合も含む。）の規定に該当しないこと。また、同条第2項による措置を現に受けていないこと。
- (2) 世田谷区の競争入札参加資格名簿に登録されていること。
- (3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。

3 提案書の提出者を選定するための基準

本件では提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみを行う。

4 事業者の特定の方法

事業者の特定は、選定委員会により行い、以下のとおり二段階で行う。

(1) 第一次選定

提出された提案書を評価基準に基づき審査し、評価の高かった事業者4者を選定する。

選定結果は、メールで通知する。

選定した事業者については、あわせて第二次選定の招請を通知する。

(2) 第二次選定（最終選定）

第一次選定合格者によるプレゼンテーションを行い、その内容を評価基準に基づき審査し、最も評価の高かった事業者を選定する。

選定結果は、メールで通知する。

5 事業者を特定するための評価基準

- (1) 本業務を行うために必要な災害時要援護者（高齢者）支援に関する課題認識等のレベル
- (2) 本業務の企画提案内容の的確性、実現可能性
- (3) 本業務を行うにあたっての実施体制
- (4) 事業者及び業務責任者の実績・経歴等
- (5) 見積金額の妥当性
- (6) プレゼンテーションでの説明内容の明確性、的確性、実現可能性

6 手続き等

(1) 担当部課

〒154-8504 世田谷区世田谷四丁目2-1番27号
世田谷区地域福祉部高齢福祉課管理係
(世田谷区役所第2庁舎1階、5番窓口)
電話：03-5432-2397 ファクシミリ：03-5432-3021

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

期間：平成24年5月16日（水）から平成24年5月28日（月）まで
場所：世田谷区ホームページでの閲覧
方法：区ホームページからのダウンロードによる

(3) 参加表明書の受領期限、提出場所及び方法

期限：平成24年5月28日（月）午後4時まで必着
場所：上記（1）担当部課に同じ
方法：持参に限る

(4) 提案書の受領期限、提出場所及び方法

期限：平成24年6月15日（金）午後4時まで必着
場所：上記（1）担当部課に同じ
方法：持参に限る

(5) プレゼンテーションの日時

予定日時：平成24年6月29日（金）午前中
場 所：一次選定合格者に別途連絡

7 その他

- (1) 本提案に係る一切の費用については、すべて提案者の負担とする。
- (2) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 契約保証金 免除
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無
- (6) 関連情報を入手するための照会窓口 上記6（1）担当部課に同じ。
- (7) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
- (8) 詳細は説明書による。